

長野県介護障がい福祉生産性向上総合相談センター
介護ロボット ICT 機器試用貸出 実施要領

1.目的

介護サービス、障害福祉サービスを提供する法人等に介護ロボット I C T機器を試用貸出し、実際の機器に触れ活用を体験してもらう事により、介護ロボットの普及と法人等の業務負担の軽減を促進・業務の効率化、ケアの質向上を目的とする生産性向上の取組みを支援する事を目的とする。

2.貸出要領

(1) 貸出対象者

長野県内に所在する介護サービス事業所および障害福祉サービス等事業所の指定を受けている事業所。

(2) 貸出対象とする介護ロボット・I C T機器

厚生労働省が作成する「介護ロボットの試用貸出リスト」に掲載されている機器及び事業所として明確な希望機器がある場合には、貸出企業と相談の上で貸出可能な場合は対象とする。

(3) 貸出期間・貸出台数・費用負担

・貸出期間

2 週間から 1 カ月とする。(機種により差異あり)

・貸出台数

原則 1 機種につき 1 セット。

同じ機種を同事業所で複数回は貸出する場合や、1 セットを超えて貸出する際に発生する費用は長野県介護障がい福祉生産性総合相談センター（以下「当センター」）の費用負担対象にはならない。

・費用負担

貸出に係る費用は、当センターから貸出企業へ謝礼支払いを行うため、事業所は原則無償とする。謝礼単価は貸出 1 回あたり 33,000 円（税込）とする。

(4) 貸出手続き

①貸出申請

試用貸出を受けようとする者（以下「申請者」）は「介護ロボット・I T C 機器 試用貸出申込書」により当センターへ申請する。申請の受付終了は毎年度 2 月 14 日頃とする。

②貸出決定

- 1.当センターは申込書を受理した後、内容を精査し、適切と認める場合は該当する介護ロボット・ICT 機器の貸出企業へ取次ぎを行う。
- 2.取次ぎ後は、貸出企業と申請者間で貸出に係る詳細の調整を行う。調整後、貸出企業は「介護ロボット・ITC 機器 試用貸出決定書」により試用貸出の決定内容を当センターへ通知する。

③貸出終了後

- 1.申請者は「介護ロボット・ITC 機器 試用貸出後のアンケート」を遅滞なく当センターへ提出する。
- 2.貸出企業は貸出終了後「謝金支払請求書」および「謝金振込口座確認票」を当センターに提出する。アンケートの提出を確認した後、貸出企業へ謝礼を支払う。

(5) その他

この介護ロボット試用貸出実施要領に定めるもののほか、必要な事項は長野県と協議の上、当センター代表者が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。